高校生活の心得

　　学生の本分である学業に励み、本校の生徒であることに誇りを持ち、校則を主体的に守るよう心掛けましょう。

　(１)　校内生活

　　１）高校生らしい礼儀・言葉づかいに留意し、頭髪・服装を清潔にして、生徒としての品位を保ちましょう。また、生徒証明カードは常に携行しましょう。

　　２）遅刻・欠席・早退および忌引等は、事前に保護者よりＨＲ担任へ連絡してください。

　　３）授業について

　　　①積極的な学習を行い、充実した家庭学習の習慣化に努めましょう。

　　　②授業時間開始とともに授業が始められるように席に着きましょう。また、教室を移動するときは休み時間内に移動を完了しましょう。

　　　③授業に遅れた者は速やかにその理由を授業担当者に届け、事前に遅れるときはＨＲ担任へ届けてください。

　　　④病気その他の理由で体育・実習等を見学するときは、授業が始まるまでに授業担当者の許可を受けてください。また、授業を受けられないときは、保健委員を通じて連絡してください。

　　　⑤授業で必要な教材を忘れたときは、事前に授業担当者に届けて指示を仰いでください。

　　　⑥定期考査等では、不正行為・携帯電話の所持は厳禁です。

　　　⑦授業の始めと終わりには、全員起立して挨拶をしましょう。

　　４）所持品の管理について

　　　①教科書・その他所持品にはすべて氏名を明記してください。また紛失したり、拾得した場合は直ぐにＨＲ担任か担当教員に届け出をしてください。

　　　②不要な金銭や高価な貴重品を持ってこないでください。やむを得ない場合は、朝礼後ただちにＨＲ担任に預けてください。

　　５）学校生活に不必要な物品の持ち込みの指導について

　　　①学校は「学習の場」なので、不必要な物品を許可なく持ってこないでください。

　　　②携帯電話の学校への持込みは原則禁止です。保護者から要請があれば「許可願い」を提出後、許可します。ただし、携帯電話は保護者の責任のもとで買い与え、使用についてはしっかり指導を行ってください。

　　　③携帯電話の校内での使用があった場合は、登校中預かり､ペナルティを与え指導します。

　　　④ＳＮＳ等への悪質な書き込み等は、教育的措置の対象とします。

　　　⑤携帯電話の考査中の持込みや使用は不正行為とみなし、教育的措置の対象とします。

　(２)　校外生活

　　１）校外においては、中津東高校の生徒としての自覚と誇りを忘れずに、社会の一員として責任ある行動を常に心がけましょう。なお、生徒証明カードは常に携行しましょう。

　　２）禁止事項

　　　①飲酒・喫煙・暴力行為・外泊・遊技場（パチンコ店・深夜のゲームセンター）・スナック店等風俗営業店に立ち入ること。

　　　②危険な道具を使用すること（刃物、エアガン等の危険な道具は厳禁です）。

　　３）アルバイトについて

　　　①通年申請の場合

　　　　ア．アルバイトを行う者は、家庭の経済的理由によるものに限ります。

　　　　イ．届出が受理された日より、その年度の最終日(３月３１日)までとし、原則として学校の休業日に限ります。

　　　②長期休業中申請の場合

　　　　ア．休業中のアルバイトは、休業日のうち２０日間までです。

　　　③許可基準

　　　　１学期、２学期、３学期の各学期末において、当該学期に関する以下の条件を満たす者を許可します。

　　　　ア．欠席、遅刻、早退のいずれも１０回以内であること。

　　　　イ．各学期、通知表の評価に３０点未満がないこと。

　　　　ウ．素行等について問題がないこと。

　　　　エ．１年生については、１学期の期末考査を終了した時点での申請であること。

　　４）その他

　　　①自転車、バイクに乗るときは交通ルールを守って、交通事故にあわないように気をつけましょう。なお、交通違反・事故・被害などが発生したときは、適切な処理をとり、速やかにＨＲ担任に届けてください。

　　　②保護者の許可なく、夜間外出、無断外泊をしてはいけません。夜間の外出は、夜９時までです。

　　　③高校生として不健全な男女交際は、厳重に禁止します。

　(３)　服装頭髪等

　　１）常に面接試験に臨める、清潔で端正な身だしなみを心がけましょう。

　　　①色つきリップ・口紅・香水・マニキュア等の化粧は禁止です。

　　　②装飾品を身につけることは禁止です。(ネックレス・ブレスレット・リング・ピアス・カラーコンタクトレンズ等は禁止)

　　　③ピアス等のために耳に穴をあける行為は禁止です。

　　　④まゆ毛の変形や加工は禁止です。

　　　⑤つけまつ毛、つけ毛、つけ爪は禁止です。

　　２）制　服

　　　服装は学校指定の制服とし、購入後の制服の加工は禁止です。

　　　　◇制服Ⅰ　冬服　学校指定別注詰襟学生服

　　　　　　　　　合服　学校指定の長袖シャツに冬服のスラックス

　　　　　　　　　夏服　学校指定の半袖シャツに夏服のスラックス

　　　　　　　　　※　スラックスの裾は床につかないようにしてください。

　　　　◇制服Ⅱ　冬服　学校指定のブレザー、スカートまたはスラックス、ブラウス、

　　　　　　　　　　　　リボン

　　　　　　　　　合服　冬服のブレザーを着用しない状態（学校指定のベスト、セーター着用を義務づける）

　　　　　　　　　夏服　学校指定の半袖（長袖）セーラー服、スカートまたはスラックス

　　　　　　　　　※スカート丈は膝の中心から５ｃｍ以内とします。

　　　　　　　　　※スカートの上部を折り曲げたり、ベルトの着用は禁止です。

　　　　　　　　　※スラックスの裾は床につかないようにしてください。

　　　　　　　　　※冬期の防寒用ストッキング、タイツは黒・ベージュ色で無地の着用を許可します。

　　　　◇靴下　黒・紺・白色で無地（ワンポイント可）のもので、くるぶしが隠れる丈のものとします。

　　　　◇靴　　特に規定はありませんが、登下校に適したものとします。

　　　　　　　　・スリッパでの登下校は禁止です。

　　　　　　　　・学校内では学校指定のスリッパを使用します。(色は学年ごとに指定)

　　　　◇防寒着等

　　　　　　　　・防寒着等の着用については、登下校時のみ許可しますが、校内での使用は禁止です。

　　　　　　　　・コート等は、黒、紺、グレー、茶、白色のコート、ジャンパー、ウインドブレーカー、部活動指定の防寒着とします。

　　　　　　　　・マフラーは黒、紺、グレー、茶、白色を基調としたものを使用してください。

　　　　　　　　・通学時の危険防止のため、耳が隠れる耳当てやニットキャップ等は禁止します。

　　　　　　　　・防寒着の着用期間については、冬服着用時とします。

　　３）頭　髪

　　　①清潔で端正な髪型にし、整髪料の使用やパーマ、染色、脱色等の加工は禁止です。

　　　②前髪は目にかからないように整髪してください。

　　　③頭髪については次のようにしてください。

　　　　＜男子＞

　　　　　・もみあげ（耳の前）は耳の下線から下がらないこと。

　　　　　・びん（頭の左右）は耳の上端にかからないこと。

　　　　　・襟足（後頭部）は襟にかからないこと。

　　　　＜女子＞

　　　　　・髪が上着の襟から１０ｃｍ以上になったら結ぶこと。ゴムやピン等は飾りがないものとします。

　　　　　※服装や頭髪で違反をし、その後の再検査等で整備がないときは、下校させてご家庭による改善をお願いすることがありますので、ご理解並びに日頃からのご指導をお願いします。

　(４)　交　通

　　１）交通安全

　　　　事故防止対策として次の点に注意をしましょう。

　　　①自転車、単車通学するものは、常に交通法規を遵守し、安全運転に努めましょう。

　　　②自転車、単車は常に整備点検を行い、整備不良等による事故発生を防ぎましょう。

　　　③自転車、単車の無灯火、二人乗り、並進、傘さし、携帯電話使用運転等は禁止です｡

　　　④自転車乗車時のヘルメット着用、また、雨天時の雨合羽着用を徹底しましょう。

　　　⑤単車の無免許運転は厳禁です。

　　２）自転車通学

　　　①自転車通学を希望する生徒は別紙の「自転車通学許可願」を入学式当日、ＨＲ担任に提出してください。

　　　②自転車の種類は特に指定しませんが、ブレーキ、警音器（ベル）、前照灯（フロントライト）、尾灯（リヤライト）、または、反射器材を装備し、自転車防犯登録をしたものとします。また、自転車保険に必ず加入してください。

　　　③盗難防止のため自転車は所定の場所におき、必ず２重施錠（ワイヤー錠）をしてください。

　　　④ヘルメットを着用し、自転車保険に加入してください。

　　３）単車通学

　　　　免許取得は原則として禁止します。ただし、通学する上で、交通の便が悪い生徒については下の規定に基づき、交通審査会の承認を経て学校長が許可します｡

　　　①通学用の単車は原動機付自転車とし、スクーターまたはカブタイプとします。

　　　②アルバイト・家事・遊びなどの目的外使用は禁止します。

　　　　　※許可基準

　　　　　・単車通学については、原則として、居住地から学校までの交通の便が悪く、学校からの通学距離が１０ｋｍ以上３０ｋｍ以内の場合に許可することができます。

　　　　　・交通審査会で許可になった生徒は、１年次の夏休み以降の長期休業期間に限り、単車の免許受験を認めます。

　　　　［ＪＲ日豊本線沿線］

　　　　　・日豊本線沿線の生徒については学校から１０ｋｍ以上で、さらに最寄りの駅から３ｋｍ以上ある場合許可します。ただし、学校から３０ｋｍ以上ある場合は指定した駅までの部分通学を許可します。

　　　　［耶馬渓方面］

　　　　　・学校から１０ｋｍ以上ある場合に許可します。ただし、学校から３０ｋｍ以上の場合は、自宅から指定したバス停までの部分通学を許可します。

 制服の採寸について

◆ 男子のズボンおよび女子のスラックス

Ｃ

床

採寸について

 右図のようにズボンおよびスラックスのスソ丈は、床に付かないようにしてください。

 スリッパを履いて床に付かないようにするため、かかと丈 C ≧ 0 となるように採寸をしてください。

◆ 女子スカート採寸について

女子のスカート丈については、右図の

ように膝の中心(A)から膝の下(B)までの

範囲内で採寸をしてください。

膝の中心（A）

膝の下（B）

この範囲で

採寸